一般社団法人日本聴導犬推進協会定款

第１章　総　則

（名　称）
第１条　この法人は、一般社団法人日本聴導犬推進協会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を東京都港区に置き、従たる事務所を埼玉県ふじみ野市に置く。
２　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目　的）
第３条　この法人は、聴導犬の必要性を広く社会に啓発し、積極的な広報活動を行うとともに、良質な聴導犬を育成して不安を抱える生活からの解放と社会参加の実現をもって聴覚障害福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）
第４条　この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　聴導犬の普及・啓発に関する事業
(2)　聴導犬の候補犬導入及び育成に関する事業
(3)　聴導犬貸与・再訓練に関する事業
(4)　聴導犬訓練士の育成と認定に関する事業
(5)　一般への引退犬・キャリアチェンジ犬の譲渡に関する事業
(6)　その他公益目的を達成するために必要な事業
２　前項の事業については、全国において行うものとする。

（その他の事業）
第５条　この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。
(1)　物品販売事業
(2)　その他前号に定める事業に関連する事業

（事業年度）
第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第２章　会　員

（種　別）
第７条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団･財団法人法」という。)上の社員とする。
(1)　正 会 員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2)　賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入　会）
第８条　正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。
２　入会は、社員総会において定める入会及び退会規程(以下「入会及び退会規程」という。)に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（入会金及び会費）
第９条　正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費(以下｢会費等｣という。)を支払わなければならない。
２　賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
３　前２項の会費等及び賛助会費についてはその２分の１以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

（会員の資格喪失）
第 10 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1)　退会したとき。
(2)　成年被後見人又は被保佐人になったとき。
(3)　死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
(4)　１年間分以上会費等を滞納したとき。
(5)　除名されたとき。
(6)　総正会員の同意があったとき。

（退　会）
第 11 条　正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

（除　名）
第 12 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の１週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　この法人の定款又は規則に違反したとき。
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3)　その他の正当な事由があるとき。
２　前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 13 条　会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
２　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第３章　社員総会

（構　成）
第 14 条　社員総会は、正会員をもって構成する。
２　社員総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（権　限）
第 15 条　社員総会は、「一般社団･財団法人法」に規定する事項及び次の事項を決議する。
(1)　役員の選任及び解任
(2)　役員の報酬等の額の決定又はその規程
(3)　定款の変更
(4)　各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5)　入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額
(6)　会員の除名
(7)　解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
(8)　合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
(9)　前各号に定めるもののほか、「一般社団･財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

２　前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第 17 条第３項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第 16 条　この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

２　定時社員総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催する。

３　臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会において開催の決議がなされたとき。
(2)　議決権の１０分の１以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

４　前項第２号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
(1)　請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
(2)　請求があった日から６週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招　集）

第 17 条　社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

２　理事長は、前条第３項第２号の規定による請求があったときは、その日から２週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

３　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の１週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、２週間前までに通知を発しなければならない。

（議　長）

第 18 条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第19条　社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　議）
第20条　社員総会の決議は、「一般社団･財団法人法」第49条第２項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
２　前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

（書面議決等）
第21条　社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は議決権の行使を委任することができる。
２　前項の場合における前２条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
３　理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）
第22条　理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）
第23条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

（社員総会運営規則）
第24条　社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（種類及び定数）
第 25 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事　９名以上４０名以内
(2)　監事　１名以上３名以内
２　理事のうち、１名を代表理事とし、５名以内を「一般社団･財団法人法」第 91 条第１項第２号に規定する執行理事とすることができる。

（選任等）
第 26 条　理事及び監事は社員総会の決議によって選任する。
２　代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。
３　前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
４　理事会は、その決議によって、第２項で選任された執行理事より副理事長、専務理事を選任することができる。ただし、副理事長は５名以内、専務理事は１名、とする。
５　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
６　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等内の親族その他、法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
７　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
８　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務･権限）
第 27 条　理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。
２　理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
３　副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
４　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
５　理事長、副理事長、専務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

６　理事長、副理事長、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度毎に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務･権限）
第 28 条　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
(2)　この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
(3)　社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
(4)　理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
(5)　前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
(6)　理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
(7)　理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
(8)　その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（任　期）
第 29 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、その退任した役員の任期の満了する時までとする。
４　役員は、第 25 条第１項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての

権利義務を有する。

（解　任）

第 30 条　役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

第 31 条　役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

３　前２項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

（取引の制限）

第 32 条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)　自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)　自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)　この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

３　前２項の取扱いについては、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

（責任の免除又は限定）

第 33 条　この法人は、役員の「一般社団･財団法人法」第 111 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって法令に定める額を限度として、免除することができる。

第２節　理事会

（設　置）

第 34 条　この法人に理事会を設置する。

２　理事会は、すべての理事で組織する。

（権　限）
第 35 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
(1)　社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
(2)　規則の制定、変更及び廃止
(3)　前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
(4)　理事の職務の執行の監督
(5)　代表理事及び執行理事の選任及び解職
２　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
(1)　重要な財産の処分及び譲受け
(2)　多額の借財
(3)　重要な使用人の選任及び解任
(4)　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
(5)　内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
(6)　第 33 条の責任の免除

（種類及び開催）
第 36 条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種とする。
２　通常理事会は、毎事業年度４回以上開催する。
３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3)　前号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
(4)　第 28 条第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　集）
第 37 条　理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。
２　前条第３項第３号による場合は、理事が、前条第３項第４号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

３　理事長は、前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の１週間前までに、通知しなければならない。
５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議　長）
第 38 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）
第 39 条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決　議）
第 40 条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
２　前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

（決議の省略）
第 41 条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）
第 42 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第 27 条第６項の規定による報告には適用しない。

（議事録）
第 43 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）
第44条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第５章　基　金

（基金の拠出）
第45条　この法人は、社員又は第三者に対し、「一般社団・財団法人法」第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

（基金の取扱い）
第46条　基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱い規程によるものとする。

（基金の拠出者の権利）
第47条　この法人は、第55条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。
２　前項の規定にかかわらずこの法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

（基金の返還の手続）
第48条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、「一般社団・財団法人法」第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。
２　前条第２項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

第６章　財産及び会計

（財産の管理･運用）
第49条　この法人の財産の管理･運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第 50 条　この法人の事業計画書及び収支予算書等（事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第 51 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

２　この法人は、第１項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（会計原則等）

第 52 条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

２　この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

３　特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱い規程に規定による。

（剰余金の分配の禁止）

第 53 条　この法人は剰余金の分配は行わない。

第７章　定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第 54~~43~~ 条　この定款は、第 56 条の規定を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決により変更することができる。

２　「公益認定法」第 11 条第１項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

３　前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第 554 条　この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

２　前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第 565 条　この法人は、「一般社団・財団法人法」第 148 条第１号及び第２号並びに第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の４分の３以上の議決により解散することができる。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第 576 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、（「公益認定法」第 30 条第２項に規定する）公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を１ヶ月以内に、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第５条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の処分）

第 587 条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第５条 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第８章　委員会

（委員会）

第 598 条　この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　事務局

（設置等）

第 60~~59~~ 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第 61~~60~~ 条　事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)　定款

(2)　会員名簿

(3)　理事及び監事の名簿

(4)　定款に定める機関の議事に関する書類

(5)　財産目録

(6)　役員の報酬等の規程

(7)　事業計画書及び収支予算書

(8)　事業報告書及び計算書類等

(9)　監査報告書

(10)　その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 61 条第２項に定める情報公開規程によるものとする。

第 10 章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第 62~~61~~ 条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第 63~~62~~ 条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

（公　告）

第 64~~63~~ 条　この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第 11 章　補則

（委　任）

第 65 条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

以上は当法人の現行定款に相違ありません。

~~平成~~平成 27 年 5 月 30 日 ~~26 年 11 月　日~~

東京都港区虎ノ門 1 丁目 1 番 25 号

虎ノ門 1 丁目ビル 701~~901-1~~

一般社団法人日本聴導犬推進協会

代表理事　河野　滋~~附　則~~

書式変更: 右揃え

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

書式変更: 左揃え

書式変更: 左揃え, インデント : 左　1 字, 最初の行 :　2 字

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

書式変更: 右揃え

書式変更: 左揃え, インデント : 左　1 字, 最初の行 :　6 字

書式変更: フォントの色 : テキスト 1

書式変更: 左揃え, インデント : 最初の行 :　3 字

書式変更: 左揃え, インデント : 最初の行 :　8 字

書式変更: 左揃え, インデント : 最初の行 :　3 字

書式変更: 左揃え, インデント : 最初の行 :　14 字